

下関市週休2日工事の実施要領の改定について（お知らせ）

令和7年6月
下 関 市

下関市では、建設業における将来の担い手確保に寄与するため、休暇を拡大することで、技術者の処遇が改善される労働環境の整備のため、週休2日工事を実施しているところです。このたび、令和7年6月1日より、週休2日工事の実施要領を以下のとおり改定しますので、お知らせします。

1 適用基準の変更

- ・下関市週休2日工事の実施要領（土木工事）
- ・下関市週休2日工事の実施要領（営繕工事）

【詳細は市のホームページ（下記 URL）に掲載の実施要領を参照】

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/69/>

2 改定内容

- ・（土木・営繕工事）発注方式について、受注者希望型の設計金額を変更しました。
- ・（土木工事）農村整備、森林についての補正係数を削除、修正しました。

※土木の補正係数を採用

3 適用日

令和7年6月1日以降に入札公告するものから適用する。